

追加要請事項 2018.9.5

要請書の内容とは別に、口頭で次の3点の要請も行ないました。

1. 規制委に「奇妙な申請」と言わしめるような中電審査申請について、中電の不十分な概要報告だけで十分な内容検討も経ずに提出した「事前了承」を撤回するよう中電に申し入れること。
2. 鳥取県及び30^{km}圏内周辺自治体の安全協定を立地自治体並みに改定することには住民団体としても同意するが、期限を設定すべきである。その期限は、3号機ないし2号機の規制委の審査結果が出るまでに設定すべきである。そうしないと、(再)稼働の地元同意・不同意を表明する“第2段階審査”において、鳥取県及び30^{km}圏内周辺自治体の同意権（拒否権）が行使できないからである。
3. (再)稼働の地元同意・不同意を表明する“第2段階審査”には、地元住民意見を反映した科学的意見を用意する必要がある。そのためには、科学者、専門家を入れた検討委員会（仮称）などの検討機構を、早期に立ち上げる必要がある。この検討機構は、山陰両県の下におく合同委員会でも良い。

以上